

岐阜駅前広場を使用又は占用するみなさまへ

1 はじめに

○岐阜駅前広場を使用や占用する場合は、**その行為の内容により許可が必要**となります。

2 許可が必要な使用行為や占用行為とは

○駅前広場でイベント等を開催するもので下記の使用行為 ⇒**使用許可**

- 集会、演説、展示会、音楽会、募金、署名活動、事業の周知活動 など
- 業としての写真撮影、映像撮影 など

○駅前広場に工作物や物件、施設等を設置しようとする下記の占用行為 ⇒**占用許可**

- 道路標識、信号機、看板、旗ざお、幕、アーチ、バス乗降場又はタクシー待機場に係る標識 など
- 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、水道管、下水道管、ガス管 など

ただし、**募金活動、チラシの配布等**は、下記事項を守っていただき**許可を要しない使用行為**として使用できますので事前に下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。**なお、使用許可のない路上ライブは認めません。**

- ・床に物を置かない
- ・通行の妨げにならない
- ・手すりにのぼり等を設置しない
- ・聴衆の召集を行わない
- ・音量を拡声するアンプ等の設備を使用しない
- ・物品等の販売行為がない

3 使用、占用許可を受けることができる団体

○一定の公共性・公益性の確保や特定の者の利害とならない**次の団体などが許可を受けられます。**

- 国又は地方公共団体
- 地方公共団体を含む地域関係者からなる協議会等⇒○○連携促進協議会 など
- 地方公共団体が支援する実施主体⇒○○祭り実行委員会（岐阜市後援） など
- 公職選挙法上の選挙運動や選挙運動期間中の政治活動、政党助成法上の政党の政治活動
- 公益事業者⇒電力会社・岐阜市上下水道事業部 など
- 占用等の目的が公共性・公益性で特定の利害とならない実施主体、地域の活性化や賑わいの創出等に特に必要な実施主体など

4 使用、占用許可に必要な使用、占用料

使用料 □広 場：37円/㎡・日 □写真撮影：330円/台・日 □映像撮影：13,400円/件・日
□音響設備：520円/式・時 □持込電気器具：100円/kW・時 など

占用料 □看 板：370円/㎡・月 又は 3,700円/㎡・年
□のぼり旗：37円/本・日 又は 370円/本・月
□幕：37円/㎡・日 又は 370円/㎡・月

※占用期間が1か月未満の場合
計算額に1.10を乗じて10円未満を切り捨て

5 使用、占用料の減免

○次の場合は、使用料や占用料の減免が受けられる場合があります。

- 市が主催する事業
- 市と他の団体が共催する事業、市が後援する事業
- 国や地方公共団体が主催、共催、後援する事業
- 公共的団体が使用⇒農業協同組合、商工会議所、青年団、婦人会、厚生社会事業団 など
- 小・中学校の在学者、高校・大学の在学者・園児の団体が教育で使用する

※減免を希望される場合
減免申請書の提出が必要

6 使用、占用許可申請の手続きの流れ



7 使用、占用できる場所と付属設備

「よくあるご質問(Q&A)」は裏面へ

○使用や占用できる場所 は、下図の場所（黄色部分）です。

○信長ゆめ広場（面積：1,800㎡）
□電源コンセント（100V15A）9個
□アンプ・マイク・スピーカー
□テントアンカー 52個
□上水道設備

○芝生広場（面積：1,000㎡）

○社の架け橋（面積：540㎡）
□電源コンセント（100V15A）2個

○信長ゆめ階段（面積：210㎡）
□電源コンセント（100V15A）1個

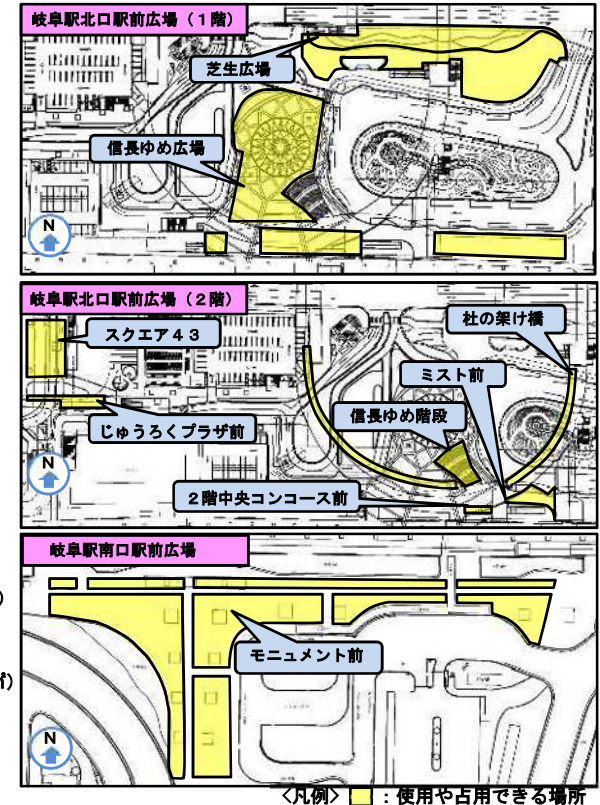
○ミスト前（面積：140㎡）
□電源コンセント（100V15A）2個

○スクエア43（面積：420㎡）
□電源コンセント（100V15A）4個
□テントアンカー 55個

○じゅうろくプラザ前（面積：140㎡）
□電源コンセント（100V15A）3個

○2階中央コンコース前（面積：36㎡）

○モニュメント前（面積：1,100㎡）
□電源コンセント（100V15A）6個



<凡例> ■：使用や占用できる場所

8 使用、占用許可申請を行うための申請書類

- 占用・使用許可申請書（様式第1号・第3号）…2部（添付資料含む）提出して下さい。
＜添付資料＞・後援名義の使用承諾書のコピー ・図面 ・企画書 ・チラシ など
- 占用料・使用料減免申請書（様式第13号）…2部提出して下さい。

9 関係機関への届出等

○使用や占用の内容によっては関係機関（保健所、消防署、税務署、まちづくり景観課等）への届出等が必要となるので、事前にご確認下さい。⇒食品の取扱い時、火気の使用時、酒類の販売時、広告物の設置時など

10 駅前広場の管理にあたって

○岐阜駅前広場の設置及び管理について必要な事項を下記の条例などで定めています。

- 岐阜市岐阜駅前広場条例
- 岐阜市岐阜駅前広場条例施行規則
- 岐阜市岐阜駅前広場管理基準

【お問い合わせ先】

- 都市建設部鉄道高架推進課 岐阜市司町40番地1（本庁15階） TEL：058-214-4684（ダイヤルイン）
ホームページ <https://www.city.gifu.lg.jp/kankoubunka/kankou/1013051/1005072/1005095.html>
（申請様式、図面、条例などを掲載しております）
- 岐阜駅前広場交流センター（管理事務所） 岐阜市橋本町1丁目（J R岐阜駅1階） TEL：058-265-3828

よくあるご質問（Q&A）

岐阜駅前広場の使用や占用について

許可が必要な使用行為や占用行為

Q 1 使用や占用できる場所の空き状況は、どこで確認すればよいですか？

おもて面の【お問い合わせ先】『鉄道高架推進課』までご連絡ください。

Q 2 駅前広場の使用や占用の仮予約はできますか？

仮予約はできません。

Q 3 使用許可の申請は、何日前からできますか？

使用する3ヶ月前から1週間前までに申請してください。

Q 4 駅前広場は、だれでも使用許可や占用許可を受けられますか？

おもて面の『3 使用許可や占用許可を受けることができる団体』に該当する団体が使用許可を受けられます。

Q 5 イベント等で、飲食物の調理や販売はできますか？

できます。

【補足】イベント等実施時まで、保健所、消防署などで必要な手続きを行ってください。また、飲食物の調理や販売時には、床面にシート等を敷設し油等の汚れが付着しない対策をお願いします。

Q 6 イベント等で、アンプを利用することはできますか？

できます。

Q 7 駅前広場でドラマや映画の撮影はできますか？使用料の減免はありますか？

業として写真撮影や映像撮影を行う場合は、許可が必要です。
また、使用料の減免については、おもて面の【お問い合わせ先】『鉄道高架推進課』までご相談ください。

Q 8 のぼり旗や横断幕を設置する場合はどのように設置すればよいですか？

風で飛ばされたり、容易に転倒することなどがないように手すりなどにしっかり固定してください。

のぼり旗設置用金具（北口駅前広場のデッキ上に38ヶ所及び地上部に32ヶ所）を設けていますのでご利用ください。

【補足】強風時や台風時には、飛ばされるなどの危険性があるため、一時撤去のご協力をお願いします。

許可を要しない使用行為

Q 9 駅前広場で路上ライブは可能ですか？

個人や少人数での音楽活動（楽器演奏等）やパフォーマンスなどの路上ライブは、おもて面の『2 許可が必要な使用行為や占用行為とは』ただし書きの『下記事項』を守っていただき使用できます。

ご不明な点は、【お問い合わせ先】『鉄道高架推進課』までご相談ください。

Q 10 募金活動やチラシの配布、路上ライブの実施可能場所はどこですか？

おもて面の『7 使用や占用できる場所と付属設備』で示した『使用や占用できる場所』（黄色部分）が実施可能場所です。

Q 11 路上ライブでアンプを利用することはできますか？

できません。音量を拡声するアンプ等の設備や楽器は使用できません。

Q 12 駅前広場で路上ライブをしたいと考えています。どこに相談したらいいですか？

おもて面の【お問い合わせ先】『鉄道高架推進課』までご相談ください。

その他

Q 13 駅前広場での禁止行為はありますか？

駅前広場では、誰もが安心・安全に利用できるように岐阜市岐阜駅前広場条例第4条により次の行為を禁止しています。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。
- (2) 駅前広場の施設を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 球戯、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (4) 指定した場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 危険な行為、通行を妨害する行為その他公衆の駅前広場の利用に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) はり紙又ははり札をすること。
- (7) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為（市長が特に必要と認め、第7条第2項の許可をしたものを除く。）をすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の利用及び管理に支障を来す行為をすること。

Q 14 駅前広場でスケートボードはできますか？

条例の禁止行為に該当するため、できません。

Q 15 駅前広場に管理事務所はありますか？

管理事務所（岐阜駅前広場交流センター）は、岐阜駅1階長良口 近くにあります。開所時間は午前8時30分から午後7時までとなっております。

[2022年4月]